

たばこ販売業者の皆様へ

～たばこ税の税率改正により手持品課税が実施されます～

たばこの販売業者の方が、平成22年10月1日現在において、合計2万本以上のたばこを所持している場合には、そのたばこが手持品課税の対象となります。

手持品課税の対象となる販売業者の方は平成22年11月1日(月)までに「たばこ税等の手持品課税申告書」の提出をお願いします。

佐賀税務署・佐賀県税事務所・小城市役所税務課



【夜間納税相談】
10月14日(木)・28日(木)
17:30～20:00
場所 小城市庁舎1階
税務課
【問合せ】
税務課(小城市庁舎)
☎73-8810
☎73-8801

Q 税金の支払いはどこでできますか？

A 次のところで納付することができます。

- ・佐賀銀行
- ・佐賀共栄銀行
- ・九州労働金庫
- ・佐賀東信用組合
- ・佐賀県農業協同組合
- ・佐賀県信用漁業協同組合連合会
- ・九州管内のゆうちょ銀行や郵便局

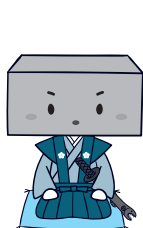
仕事等の関係で窓口が開いている時間に納付が出来ない方は、毎月第2・第4木曜日に税務課窓口で午後8時まで納税相談を受け付けていますので、ご利用ください。
また、納め忘れがない口座振替が便利です。

納期限を守りましょう！

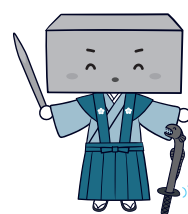
11月1日(月) 納期限

●市・県民税 3期

●国民健康保険税 5期



小城市
マスコット
こい姫&ようかん右衛門



有料広告募集中

市報を使って、
あなたのお店を
PRしてみませんか？

掲載料 ・縦4.5cm×横8.5cm 10,000円
・縦4.5cm×横17.5cm 20,000円

申込方法など詳細はお問合せください。

【問合せ】総務課(牛津庁舎) 担当：田中

☎63-8818 E-mail: kouhou@city.ogi.lg.jp